

第3章 統計部

第1節 統計の企画調整

1 統計企画

農林水産統計については、農林水産施策全般の改革に即し、農林水産業・食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的、重点的に実施し、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を行った。

具体的には、①農林業施策の新たな展開方向に対応するため、経営や多面的機能に着目した調査体系への見直しを行って実施した2005年農林業センサスの結果を収録した報告書・CD-ROMを作成するとともに、その結果の高度利用を促進するための地域データベースを構築、②多様な担い手の育成・確保に係る施策の企画・立案、推進に向けて集落営農組織の実態を把握、③耕作放棄地の解消・発生防止に活用するため、農振農用区域内の耕作放棄地面積を把握、④食の安全及び消費者の信頼確保に向けた施策の推進資料を作成することを目的に、HACCP手法の導入状況等の実態、トレーサビリティ・システムの導入・実施の状況等の実態等を把握、⑤農林水産省ホームページにおける「農林水産統計情報総合データベース」について計画的なデータの蓄積、画面表示の改善等により充実したほか、「わがマチ・わがムラー市町村の姿」について都道府県別・市町村別統計データの検索・加工のための機能を追加するなど、利便性の向上を図った。

一方、平成16年9月に決定した「農政改革の推進に対応した農林水産統計の見直しについて」に基づき、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを順次実施するとともに、平成18年6月に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」への対応のため、統計調査の更なる見直しについて検討することとした。

2 統計調整

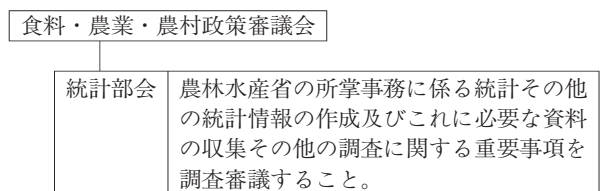
統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査

を実施するに当たり必要な統計申請手続きを行った。

3 食料・農業・農村政策審議会統計部会

平成19年3月に「第8回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、「（諮問）作物統計調査に適用する全国及び都道府県別の平成19年産水稲10a当たり平年収量」について審議及び答申を行うとともに、「農林水産統計をめぐる課題と対応」について報告を行った。

統計部会の構成及び審議する事項は以下のとおり。



4 広報関係

統計調査結果の迅速な提供と多種・多様なニーズへの対応のため、①調査結果の概要を農林水産統計（第1報）として農林水産省ホームページ等により公表、②このうち指定統計は、統計調査名称、公表名称及び公表年月日を官報に掲載、③調査結果の詳細を調査ごとの報告書や総合統計書、ポケット統計書などとして刊行、④調査を円滑に実施するため広報啓発誌を刊行した。

また、利用者の利便を図るために「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」を作成し、農林水産省ホームページ上で提供した。

さらに、農林水産統計の内容や役割をわかりやすく伝えることにより、調査の実施体制も含めた農林水産統計の有用性について国民の理解・関心を高めるため、①第1報公表時に調査結果のポイントや関連データをわかりやすく掲載した資料の配付、②ホームページ上での農林水産統計の利便性を図るための改善及び統計調査の見直しを紹介したページの作成を行った。

5 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産

業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表（第81次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。第81次は「2005年農林業センサス」の結果確定値及び「農業構造動態調査」の結果を反映し、データの充実を図った。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成18年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録し、手軽な大きさの B6判で編集したものである。平成18年版は、「2005年農林業センサス」の結果を反映し「農業経営体」の部を設けるとともに「農業の担い手の動向」の部を認定農業者等を中心に再編集した。

また、統計部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報（通巻637号—648号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。

また、平成17年10月（通巻631号）より、農林水産省ホームページ上でも提供している。

6 農林水産業生産指数

農林水産業生産指数は、基準時（平成12年）を100とする生産水準を表す数量指数として、農林水産業における生産量の動向をマクロ的、長期的に把握する指数であり、平成17年の概算及び確定を公表した。

第 2 節 情報システムの管理・運営

1 農林水産統計システム

農林水産統計システムは、「農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画について」（平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定）に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するために、平成18年度

に構築された新たなシステムであり、平成19年1月から運用を開始した。

農林水産統計システムの特徴としては、①汎用的なパッケージソフトウェアの採用による利便性の向上、加工・分析の高度化、②統計データの一元化によるセキュリティの向上、③民間データセンターへの委託による運用管理の厳格化、サービスの向上、④1人1台配置されている LAN 端末から利用可能な簡素なシステム体系等であり、迅速なデータ提供に資するものである。

なお、農林水産統計システムの運用開始に伴い、農林水産省共同利用電子計算機システム及び農林水産統計情報処理システムは廃止された。

2 農林水産統計情報総合データベース

農林水産統計情報総合データベースは、農林水産行政の企画・立案・推進に資するとともに、国民への行政サービスの向上を図るため、農林水産省ホームページからアクセスすることができるデータベースシステムとして平成15年4月から運用を開始した。

平成18年度は、画面表示の改善を行うとともに、引き続き最新データの蓄積を行った。

第 3 節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 営農類型別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体（組織経営）を対象に、経営形態別、営農類型別に、農業事業全体と部門別の収支・所得等を把握することにより農業経営の実態を明らかにし、農政推進の資料とする。

なお、農家における野菜・果樹・花き等の部門については、品目により経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象

農家（経営耕地面積30 a 以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）及び農家以外の農業事業体を調査対象とした。

品目別統計は、当該品目を10 a 以上（施設野菜及び施設花き品目については300㎡以上）作付けし販売する農家等を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体が作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」及び「品目別経営統計」として刊行する。

(2) 経営形態別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体のうち法人格を有するもの（組織法人経営）を対象に農業構造の変化と農業経営の動向等を明らかにし、各種農業施策を推進する上で必要な資料とする。

イ 調査対象

営農類型別経営統計の調査対象（農家及び農家以外の農業事業体のうち法人格を有するもの（組織法人経営））及び農家にあつては当該営農類型に分類されないその他経営農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体が作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

農家における四半期ごとの収支については、各四半期の翌々に公表した。農家及び農家以外の農業事業体のうち法人格を有するもの（組織法人経営）における1年間の調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「経営形態別経営統計」として刊行する。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の

政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、いも類、豆類及び工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆の行政価格算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、

農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 農業経営の動向に関する定点分析調査

(1) 調査の目的

本調査は、地域営農類型ごとに意欲を持って経営改善に取り組んでいる事業体について、個々の農業経営の実態を把握するとともに、個別の経営事例ごとに定点観測の手法を用いて経営の長期的な発展過程を経年的に明らかにし、農業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象農家

全国の事業体のうち、営農類型ごとに定めた規定を満たす事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体が保有している青色申告用の財務諸表等の会計資料等の閲覧、整理帳及び固定資産整理帳を用い、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行い、また、労働時間の把握が困難な場合は、調査客体に作業日誌を配付して記帳を依頼した。

(4) 調査結果の公表

当該年の経営について、その秘密に属する事項の保護に配慮しつつ、経営概況、経営収支、投下労働時間等の概要及び過年度結果と合わせた年次別の経営収支、労働時間等の概要を公表する。

3 林業経営統計調査

(1) 調査の目的

ア 林業経営統計

この統計は、林家の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

イ 栽培きのご経営統計

この統計は、栽培きのご経営体の経営収支等を把握することにより栽培きのご経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 林業経営統計

保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている林家及び保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上である林家を調査対象とした。

イ 栽培きのご経営統計

生しいたけ(保有ほだ木数3千本以上の原木栽培、菌床栽培)、乾燥しいたけ(保有ほだ木数3千本以上の原木栽培)、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ及びなめこのいずれかを生産し、当該栽培きのこの過去1年間の販売額が50万円以上である栽培きのご経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査(協力の得られる調査客体については郵送による)と、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

4 漁業経営調査

(1) 調査の目的

漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 個人経営体調査

全国の漁業経営体のうち、第2種兼業漁家を除く個人であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として小型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物(ぶり類、まだい)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 会社経営体調査

全国の漁業経営体のうち、会社であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10T以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物(ぶり類、まだい)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

ア 個人経営体調査

調査経営体に日記帳を配付して記帳・記入を依頼し、日々の現金収支、労働時間等については記帳(自計申告)、財産の増減等については農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行う方法、若しくは調査経営体に調査票を配付して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記

入（自計申告）する方法のいずれかにより調査を行った。

イ 会社経営体調査

調査経営体が自己の経営管理や税務処理に備えて作成記録している会計帳簿類、財務諸表等を利用して、調査経営体の決算終了後に調査票へ記入（自計申告）する方法により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

5 農業物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価等を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農業物価指数等を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の3種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

なお、平成19年1月調査より、農業臨時雇賃金調査については廃止した。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等を調査対象とした。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

なお、平成19年1月調査以降は、原則として農業物価統計調査員の面接又は電話による聞き取りにより調査を行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

6 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（市町村別推計値）

農業産出額は、市町村を推計単位として、市町村別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに、林業経営統計調査等を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ 漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めたものである。

海面漁業・養殖業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に漁業経営調査結果から求めた所得率を乗じて推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録・刊行する。

第4節 構造統計調査

1 農林業センサス

(1) 2005年農林業センサス報告書の刊行

平成18年度は、2005年農林業センサスの調査結果の有効利用を図るため、農林業経営体調査、農山村地域

調査及び農村集落調査の各調査別の集計結果に基づく各種報告書を作成し、公表した。

- 第 1 巻 都道府県別統計書 (全 47 冊)
- 第 2 巻 農林業経営体調査報告書 — 総括編 —
- 第 3 巻 農林業経営体調査報告書
— 農林業経営体分類編 —
- 第 4 巻 農林業経営体調査報告書
— 農業経営部門別編 —
 - 第 1 集 水稻、畑作、麦類、大豆、さとうきび
 - 第 2 集 野菜、果樹、花き・花木、施設園芸
 - 第 3 集 酪農、肉用牛、養豚、養鶏
- 第 5 巻 農林業経営体調査報告書
— 種類別統計編 —
- 第 6 巻 農業構造動態統計報告書
(平成 19 年度刊行予定)
- 第 7 巻 農山村地域調査及び農村集落調査報告書
- 第 8 巻 農業集落類型別統計報告書

(2) 地域データベースの作成

2005 年農林業センサスにおいては、農林業センサス等の農林水産省が所管する統計に加え、国勢調査結果、行政記録等を集約し、一体的な利用を可能とする地域データベースを構築した。

2 漁業センサス

平成 20 年 11 月 1 日現在で「2008 年漁業センサス」の実施を予定しており、平成 18 年度は、これに向けて、「2008 年漁業センサス研究会」を開催した。

この研究会においては、ア～ウについて検討を行い、その内容をホームページ上で公表した。

ア 2008 年漁業センサスの課題と対応方向に関する事項

イ 調査項目に関する事項

ウ 2008 年漁業センサス試行調査に関する事項

日程

- 第 1 回 平成 18 年 12 月 14 日
- 第 2 回 平成 19 年 2 月 6 日
- 第 3 回 同 2 月 26 日
- 第 4 回 同 3 月 27 日

3 農業構造動態調査

ア 調査の目的

この調査は、5 年ごとに実施している農林業センサスの中間年次に、農業の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

調査は、平成 19 年 2 月 1 日現在及び調査日前 1 年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について調査客体による自計申告により行った。

家族経営体は、2005 年農林業センサスの家族経営体を母集団とし、主業、準主業、副業別に分類した上で、市町村別に一定基準で調査区を設定し、系統抽出法により抽出した。調査は、調査員が調査票を配付及び回収する方法により実施した。

組織経営体は、2005 年農林業センサスの組織農業経営体を母集団とし、専ら農作業受託を行う組織経営体、それ以外の組織経営体別に、それぞれ農作業受託料金収入、農産物販売金額を指標として都道府県別に系統抽出法により抽出した。調査は、統計・情報センターから往復郵送する方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書」として刊行する。

4 新規就農者就業状態調査

ア 調査の目的

この調査は、新たに農業に就業し、現在も農業に従事している者の就業状態等の実態を把握することにより、今後の新規就農の促進、幅広い人材の確保、多様化する就農ルートに対応した支援施策の充実等、今後の新規就農に係る諸施策の検討及び円滑な推進に必要な資料の提供を目的とした。

イ 調査の対象と調査の方法

調査は、①「新規就農者就業状態調査（経営）」の対象は、「2000 年世界農林業センサス」と「2005 年農林業センサス」の 5 年間を比較して、生活の主な状態が自営農業となり、かつ、2005 年調査時点で経営主となった者（15 歳以上 65 歳未満）、②「新規就農者就業状態調査（雇用）」の対象は、平成 17 年中（1 月～12 月）に新たに就農した者で、平成 19 年 1 月 1 日現在においても、雇用等の状態が継続している者がいる農業経営体の代表者とし、往復郵送により、調査票を配布・回収する自計申告調査で実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

5 農業資源調査

ア 調査の目的

この調査は、農道の整備状況並びに農振農用地区域内の耕地及び耕作放棄地等の実態を明らかにし、農道整備事業の計画的な実施及び食料・農業・農村

基本計画における農地の有効利用の促進に係る施策の工程管理に必要な資料とすることを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

調査は、全市町村（東京都特別区の23区を含む。）を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告の方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

6 漁業就業動向調査

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している漁業センサスの中間年次に、世帯員の漁業就業状況等の海面漁業の就業構造及びその動向について把握し、水産行政の推進に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

2003年漁業センサスで設置された調査区を抽出単位とする標本調査により行うこととし、平成18年11月1日現在において、抽出した調査区内に存在するすべての個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を対象とした。

調査は、過去1年間の世帯員の就業状況について、調査員が調査票を配布・回収し、調査客体の自計申告の方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業就業動向調査報告書」として刊行する。

7 集落営農実態調査

ア 調査の目的

集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取り組み状況を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象と調査の方法

(ア) 集落営農実態調査

調査は、全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告調査の方法により実施した。

(イ) 集落営農活動実態調査

調査は、平成19年2月1日現在で実施した「集

落営農実態調査」で把握した集落営農を母集団とし、集落営農の代表者を対象に、調査票を郵送により配付・回収する自計申告の方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行する。（集落営農活動実態調査併載）

第5節 生産統計調査

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、耕地を約2ha（北海道は約10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査により行い、巡回・見積り、行政機関等からの情報収集及び空中写真の利用等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査し、土地利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、関係団体を対象とした面接調査により行い、巡回・見積り及び行政機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は5月以降数回にわたりその概要を公表し、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的
 水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法
 作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表
 調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的
 水稻の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法
 作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表
 調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的
 農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法
 水稻は、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

麦類は、面接調査、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、茶、果樹及び野菜については集出荷団体等に対する面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

甘味資源作物（てんさい、さとうきび）は、原料事務所及び製糖工場に対する往復郵送調査により行った。

花きについては往復郵送調査又は面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表
 調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花

きについては「花き生産出荷統計」として刊行した。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10 a 当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための資料とする。

(イ) 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り等からの情報収集の方法により、「被害減収推定尺度」を適用して調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の災害について、その概要を公表するとともに、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

2 特定作物統計調査

(1) 調査の目的

豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、そば、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調査の方法

関係団体に対する面接調査及び基準筆に対する実測調査結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「作物統計」として刊行した。

3 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の資料となる「被害減収推定尺度」の作成に資する基礎資料とした。

(3) 結果の利用

これらの試験結果は、収穫量調査、被害調査等において利用している。

4 木材統計調査

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

(ア) 調査の目的

素材生産及び木材製品の生産並びに出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料を整備することを目的とする。

(イ) 調査対象と調査方法

基礎調査は、全国の製材工場、木材チップ工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、平成18年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量を調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 月別調査

(ア) 調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、

出荷量及び在庫量等について郵送調査の方法により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材流通統計調査

ア 木材価格統計調査

(ア) 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

木材価格統計調査は、素材・木材チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等について郵送調査の方法により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 木材流通構造調査

(ア) 調査の目的

流通段階別の木材の入荷、製品の販売状況を明らかにし、木材流通施策推進の諸施策の資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

木材流通構造調査は、工場（製材工場、合板工場、プレカット工場、集成材工場、木材チップ工場）及び木材流通業者を対象に、平成18年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材（材料）の入荷先別入荷量、製品の出荷先別出荷量、機械の所有状況等について、調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成18年木材流通構造調査報告書」として刊行する。

5 畜産統計調査

(1) 調査の目的

畜産統計調査は、主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握するとともに、飼養動向を予測するための事項を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

ア 乳用牛、肉用牛調査

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出して、調査員が調査票を配布・回収し、調査客体の自計申告（一部郵送調査）の方法により行った。

なお、牛個体識別システム（注：個体識別番号に牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用した調査体系となっている。

イ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に郵送調査の方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

6 漁業・養殖業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

イ 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りによる調査若しくは漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

ウ 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りにより調査を行った。

エ 内水面漁業漁獲統計調査

平成15年調査結果（漁業権が設定されたすべての河川及び湖沼を調査範囲として実施）に基づき、年間漁獲量100 t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が100 t未満であって、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、

対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体からの申告、郵送、調査員による面接聞き取り等により調査を行った。

オ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びびうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員による面接聞き取り等により調査を行った。

カ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

7 木質バイオマス利用実態調査

(1) 調査の目的

木材加工工場における木質バイオマス（樹皮、端材、おがくず等）発生量及びその用途を明らかにし、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、木材利用の拡大に向けた施策等の推進に必要な資料を整備する。

(2) 調査対象と調査方法

全国の製材工場、合単板工場、木材チップ工場、集材材工場及びプレカット工場から抽出した標本工場（集材材工場及びプレカット工場は全数）を対象に、平成17年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の木質バイオマス発生量及び利用量等を調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

第 6 節 流通消費統計調査

1 食品流通構造調査

(1) 調査の目的

食品産業における食品（青果物、水産物及び畜産物）の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種（業態）間における食品流通の量的なフロー（流通経路・規模）を明らかにし、食品流通構造改善等の施策の推進の資料とする。

平成18年度は青果物の品目別の流通構造を把握する調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の食品製造業を営む事業所のうち、青果物を原材料とする製造品を出荷している事業所、食品卸売業を営む事業所のうち、青果物を販売している事業所、食品小売業を営む事業所のうち、青果物を販売している事業所及び外食産業（喫茶店等を除く一般飲食店）を営む事業所を対象に、調査員又は職員が調査票を配付し郵送回収による自計申告調査又は郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通構造調査（青果物調査）報告」として刊行する。

2 生鮮食料品価格・販売動向調査

(1) 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における国産品（標準品、有機栽培品及び特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内農業を振興するための各種施策の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国15都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及び北九州市）において、生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業（従業者10人以上）、野菜・果実小売業（従業者5人以上）を営む事業所のうち、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品等を取り扱っており、POSシステムを導入しているセルフサービス店を対象に、調査員又は職員が調査票を配付し、毎月の結果を四半期ごとに郵送回収する自計申告調査により行った。

なお、平成19年1月調査より、①調査方法を、調査員が全ての調査対象に対して調査票を配付する、②調査対象店舗とする業種に、百貨店・総合スーパーを追加する等の見直しを行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、月別の結果概要を四半期ごとに公表するとともに、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行した。

3 加工食品生産統計調査

(1) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査又は調査員による面接調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

なお、平成19年1月調査より、①乳製品（全粉乳、脱脂粉乳及びバター）の在庫量の項目を追加、②生乳の乳製品向け処理量の内数として「チーズ向け」及び「クリーム等向け」の項目を追加、③牛乳生産量の内数として「学校給食用」の項目を追加する等の見直しを行った。

ウ 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査結果の概要を公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

(2) 水産加工統計調査

ア 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の水産加工品を生産する全ての陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）を対象に、加工種類別品目別生産量について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者に対し、調査員又は郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査、調査員による面接調査又は資料閲覧により行った。

なお、18年度調査より、①全数調査から標本調査へ変更、②調査品目を82品目から60品目に削減・統合する等の見直しを行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

4 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な資料とする。

平成18年度は、食の安全及び消費者の信頼の確保を展開するための施策を推進するための資料を作成することを目的に、HACCP手法の導入状況等の実態、トレーサビリティ・システムの導入・実施の状況等の実態について調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

① HACCP手法による食の安全性確保対策の実態調査は、飲食物品製造業を対象に、②「食の安全安心システム」(ユビキタス・コンピューティング技術の活用等)の導入状況調査は、各種商品小売業及び飲食物品小売業を対象に、それぞれ郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成18年度食品産業動向調査報告」として刊行する。

5 流通機構統計調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、職員又は郵送による協力者が作成した電磁的記録媒体の収集、職員による面接調査、資料閲覧又はオンライン調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物卸売市場調査報告」として刊行した。また、産地都道府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵

流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を職員による電話による聞き取り調査、面接調査、資料閲覧、職員又は郵送による協力者が作成した電磁的記録媒体の収集、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査又はオンライン調査により行った。

なお、18年4月調査より、と畜場調査(日別)、食肉卸売市場調査(日別)について、民間委託を行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による面接調査、資料閲覧又は職員若しくは郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による面接調査、資料閲覧又は職員若しくは郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産物流通統計」として刊行した。

(3) 水産物流通調査

ア 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、水揚価額及び出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査(年間調査、月別調査)及び用途別出荷量調査に区分される。

水揚量・価格調査(年間調査、月別調査)は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び水揚価額について、調査員又は郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査又は資料閲覧により行った。ただし、月別調査において、(社)漁業情報サービスセンターの水産物流通情報調査が実施されている市場については、同調査のデータを利用した。

用途別出荷量調査は、産地仲卸業者、産地卸売業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量について、調査員による面接調査又は郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に、生鮮品、冷凍品、水産加工品等の品目別の卸売数量及び卸売価額について、職員又は郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査又は調査協力者が作成した電磁的記録媒体の収集により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

なお、平成18年12月分をもって調査を廃止した。

ウ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な産地及び消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に、品目別の月間入(出)庫量、月末在庫量について、調査員による面接調査、資料閲覧又は郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

(4) 花き卸売市場調査

ア 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び卸売価額を職員による面接調査、資料閲覧、職員又は郵送による協力者が作成した電磁的記録媒体の収集、郵送により調査票を送付・回収する自計申告調査又はオンライン調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

6 食品流通段階別価格形成調査

(1) 調査の目的

生鮮食料品（青果物及び水産物）の流通の各段階における価格形成と経費の実態を明らかにし、生産から小売に至る流通の各段階を通じたコストの低減、効率化を進める等の食品流通構造改善施策等推進の資料とする。

平成18年度は、青果物に関する調査（青果物経費調査）を行った。

(2) 調査対象と調査手法

青果物経費調査は、①東京都内及び大阪府内に所在し、消費地卸売市場から青果物を仕入れている小売業者、②消費地卸売市場において青果物を取り扱う仲卸業者、③各調査品目毎に東京又は大阪の消費地卸売市場への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体から有意に選定した調査対象に対し、調査員又は職員が調査票の配付・回収を行い、調査対象が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成（自計申告）する方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告」として刊行する。

7 食品ロス統計調査

(1) 食品ロス統計調査

ア 調査の目的

世帯及び外食における食品の使用状況や可食食料の廃棄の実態等を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や「食生活の見直しに向けた運動の展開」等に基づく施策の推進等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の世帯及び外食産業事業所を対象とし、世帯については調査対象の実測・記帳の方法により、外食については職員の実測・記帳の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品ロス統計調査報告」として刊行した。

(2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況等を把握し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に関する施策を推進する上での資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び
外食産業を対象とし、調査票を調査員又は職員が配
付し、郵送回収による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細
を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」とし
て刊行した。

8 生鮮食料品流通情報調査

(1) 目 的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入
荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、政策
担当部局をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、
消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生
鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目
的として実施した。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等
における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提
供した。

イ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を日
別、旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結
果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供した。

ウ 流通消費情報

小売業における生鮮食料品の売れ筋情報等の情報
をマーケット・レポート（小売業情報）として旬別
に提供した。